

議案第 2 号

里庄町農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部改正について

里庄町農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 3 月 4 日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

農地面積の減少により、農業委員会等に関する法律施行令(昭和 26 年政令第 78 号)で定める基準に従い、農地利用最適化推進委員の定数を変更する必要がある。また、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号)の改正に伴い、農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動が高度化、複雑化しており適切に業務を推進するため、農業委員の定数を変更することで農業委員会の体制強化を図る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例

里庄町農業委員会の委員等の定数に関する条例（平成28年里庄町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「8人」を「9人」に改める。

第3条中「4人」を「3人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年7月20日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 農業委員の任命及び推進委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。